

令和7年度(令和6年分)収支内訳書(農業所得用)の書き方

西条市

○この説明書は、「収支内訳書（農業所得用）」の書き方について説明してあります。

○収支内訳書の該当する箇所にそれぞれ記入してください。

・特殊な経費がある場合には空欄となっている箇所に経費科目を設けて記入してください。

・収支内訳書の太枠の箇所に該当する金額がある方は、必ず記入してください。

○帳簿・記帳書類の保存が義務付けられています（帳簿類は7年間、領収書等の書類は5年間）。

記載例(収支内訳書表面)

令和7年度(令和6年分)収支内訳書(農業所得用)

住 所	西条市明屋敷164番地	業 種 名	
フリガナ氏名	サイジョウ西条 タロウ太郎	農 園 名	西条農園
		電 話 番 号	0897-56-5151

(自1月1日至12月31日)

科 目		金 額 (円)	科 目		金 額 (円)
収 入 金 額	販 売 金 額 ①	5,600,000	経 費	修 繕 費 ①	310,000
	家事消費金額②	350,000		動力光熱費③	280,000
	雑 収 入 ③	25,000		作業用衣料費④	18,000
	小 計 (①+②+③) ④	5,975,000		農業共済掛金⑤	82,000
	農産物の棚卸高			荷造運賃手数料⑥	106,000
	期 首 ⑤		費	土 地 改 良 費 ⑦	
	期 末 ⑥			水 利 費 ⑧	
計(④－⑤+⑥) ⑦	5,975,000	作 業 委 託 料 ⑨		450,000	
雇 人 費 ⑧	360,000			⑩	
小作料・賃借料⑨	50,000			⑪	
経 費	減 価 償 却 費 ⑩	632,467		⑫	
	貸 倒 金 ⑪			⑬	
	利 子 割 引 料 ⑫			⑭	
	租 税 公 課 ⑬	248,000		⑮	
	種 苗 費 ⑭	223,000		⑯	
	素 畜 費 ⑮			⑰	
	肥 料 費 ⑯	430,000		⑱	248,000
	飼 料 費 ⑰			経 費 計 (⑧～⑫+⑬～⑱) ⑲	4,256,467
	農 具 費 ⑱	89,000	専従者控除前の所得金額(⑦－⑲) ⑳	1,718,533	
	農薬衛生費①	410,000	専 従 者 控 除 額 ㉑	859,266	
諸 材 料 費 ②	320,000	所 得 金 額 (⑲－㉑) ㉒	859,267		

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現 金 現 物	合 計
西条市小松町新屋敷 西条 二郎	延日 20	120,000 円	120,000 円
西条市丹原町 西条 三郎	10	60,000	60,000
その他(3 人分)	30	180,000	180,000
計	60	360,000 ⑧	360,000

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃 耕料等の別	面積・数量	支 払 額
西条市船屋 豊作 大三	小作料	10 ㊦kg	50,000 円

○事業専従者の氏名等

氏 名	(年齢)	続 柄	従 事 月 数
西条 花子	(69 歳)	妻	12 月
(歳)			
(歳)			
		延べ従事月数	12

○収入金額

販 売 金 額 ①	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の①の金額を記入します。
家事消費金額②	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の②の金額を記入します。
事業消費	
雑 収 入 ③	収支内訳書裏面の「収入金額の明細」欄の③の金額を記入します。
農産物の棚卸高	
⑤	収穫時の生産者販売価額により計算して記入します。なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量
⑥	がわずかなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。

○必要経費

必要経費の計算上の注意【家事上の費用について】

次のような場合は、必要経費に含まれません。

①衣料費や食費などの家事上の費用

②農業用建物兼住宅について支払った賃借料や固定資産税、修繕費などのうち、住宅部分に対応する費用

③水道料や電気料、燃料費などのうちに含まれている家事分の費用

必要経費の中にこのような費用が含まれている場合には、これらの金額を除外します。

※上の②や③などの費用を家事関連費といいますが、家事関連費の家事分と事業分との区分は、使用面積や保険金額、点灯時間などの適切な基準によってあん分して計算します。

必要経費の各科目の具体例

科 目	具 体 例
雇 人 費 ⑧	常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
小作料・賃借料 ⑨	①農地の賃借料 ②農地以外の土地、建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料
減 価 償 却 費 ⑩	取得価額が1 0 万円以上の建物、農機具、車両などの償却費
貸 倒 金 ⑪	売掛金などの貸倒損失
利 子 割 引 料 ⑫	事業用資金の借入金の利子や受取手形の割引料など
租 税 公 課 ⑬	①事業税、固定資産税(土地、建物、償却資産で農業に関する部分のみ)、自動車税(取得税、重量税を含む)、不動産取得税などの税金 ②農業協同組合費などの公課 ※所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
種 苗 費 ⑭	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用(自給分については、収穫した時の価額によって記入します。)
素 畜 費 ⑮	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥 料 費 ⑯	肥料の購入費用
飼 料 費 ⑰	飼料の購入費用
農 具 費 ⑱	使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の農具の購入費用
農 薬 衛 生 費 ①	農薬の購入費用や共同防除費、ヘリコプター散布費
諸 材 料 費 ②	苗箱、ビニール、むしろ、なわ、釘、針金などの諸材料の購入費用
修 繕 費 ③	農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
動 力 光 熱 費 ④	電気料、水道料、ガス代、灯油やガソリンなどの燃料費
作 業 用 衣 料 費 ⑤	作業衣、地下たび、長ぐつなどの購入費用
農 業 共 済 掛 金 ⑥	水稻、果樹、家畜などに係る共済掛金
荷造運賃手数料 ⑦	出荷の際の包装費用、運賃や出荷(荷受)機関に支払う手数料
土 地 改 良 費 ⑧	土地改良事業の費用や客土費用
水 利 費 ⑨	水利費やポンプ費
作 業 委 託 料 ⑩	生産組合等への農作業の委託費用、カントリー利用料
雑 費 ⑪	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費

【専従者控除について】

あなたと生計を一にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が、6 年中に6 か月を超える期間、事業に専ら従事している場合、その事業に従事している親族(事業専従者) 1 人につき、次の(1)と(2)のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。

(1)860, 000円(その事業専従者が配偶者以外の親族である場合は、500, 000円)

(2)㉒の金額÷(事業専従者数+ 1)

「雇人費の内訳」欄

氏名・住所又は作業名	氏名・住所又は作業名を記入します。
------------	-------------------

「小作料・賃借料の内訳」欄

小作料・賃耕料等の別	小作料、賃耕料、機械等の借料などの別を記入します。
------------	---------------------------

記載例(収支内訳書裏面)

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	作付面積 〔飼育頭羽数〕	販売金額	家事消費 金 事業消費 額	農産物等の種類品名等	作付面積 〔飼育頭羽数〕	販売金額	家事消費 金 事業消費 額	雑収入の内訳	区 分	金 額
米	30 ^a	2,000,000 ^円	200,000 ^円		^a	^円	^円		助成金	3,000 ^円
麦	30	1,000,000							共済支払金	12,000
大豆	10	500,000	50,000						経営所得安定対策交付金	10,000
イチゴ	50	2,100,000	100,000							
				合 計		① 5,600,000	② 350,000		合 計	③ 25,000

○減価償却費の計算

※減価償却資産の名称等、取得年月、取得価額、事業専用割合のみの記入でかまいません(計算は市でします)。前年以前に市で申告された減価償却資産については、市に記録が残っているので記入不要です。

減 価 償 却 資 産 の 名 称 等 (繰延資産を含む)	面 積 又 数	積 量 は 量	取得 (成熟) 年月	取得価額	償 却 の 基 礎 に なる 金 額	償 却 方 法	耐 用 年 数	償却率	② 本年 中の 償却 期間	③ 本年分の普通償却費 + 特 別 償 却 費 (②×③×④×⑤)+(特)	④ 事業専 用割合	⑤ 本 年 分 の 必 要 経 費 算 入 額 (③ × ④)	⑥ 未償却残高 (期末残高)
軽トラック	1		年 月 R2・3	500,000	500,000	定額	4	0.250	$\frac{2}{12}$	20,833	50 %	10,417	1 ^円
耕うん機	1		H31・1	350,000	350,000	定額	4	0.143	$\frac{12}{12}$	50,050	100	50,050	49,700
乾燥機	1		R3・7	1,500,000	1,500,000	定額	7	0.143	$\frac{12}{12}$	214,500	〃	214,500	749,250
トラクター	1		R4・7	2,500,000	2,500,000	定額	7	0.143	$\frac{12}{12}$	357,500	〃	357,500	1,606,250
			・						$\frac{12}{12}$				
			・						$\frac{12}{12}$				
			・						$\frac{12}{12}$				
			・						$\frac{12}{12}$				
			・						$\frac{12}{12}$				
			・						$\frac{12}{12}$				
計										642,883	⑩	632,467	2,405,201

◎本年中における特殊事情

○収入金額の明細

農産物等の種類品名等	収穫したり、販売した作物などの名称を記入します。
販 売 金 額	6年中の販売金額を記入します。 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも6年中に販売したものについては、すべて6年分の販売金額になります。
家事消費 事業消費 金 額	農作物を家事(家庭で食べたもの、親せきや知人に無償であげたもの、自家保有米など)及び事業(雇人費の現物支給など)のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。
雑 収 入 の 内 訳	受取共済金(水稻、麦、大豆など)、出荷奨励金、野菜などの価格差補てん金、農作業受託料、農業の全部又は一部の休止に伴い受ける補償金、農業協同組合などから支払いを受ける事業分量配当、農産物に係るその他補助金などの名称と金額を記入します。

○減価償却費の計算

※減価償却資産の名称等、取得価額、取得年月、事業専用割合のみの記入でかまいません(計算は市でします)。前年以前に市で申告された減価償却資産については、市に記録が残っているので記入不要です。

	平成19年3月31日以前に取得した資産	平成19年4月1日以後に取得した資産
② 償 却 の 基 礎 に なる 金 額	「取得価額×90%」の金額	「取得価額」そのままの金額
償 却 方 法	旧定額法 前年末までの減価償却費の累積額が償却可能限度額(取得価額の95%に相当する額)に達している場合は、その達成した年分の翌年以後5年間で1円まで均等償却します。	定額法 減価償却資産の取得価額から、各年分の減価償却費の累積額を控除した金額(未償却残高)が1円になるまで償却します。
⑤ 5 年 中 の 償 却 期 間	資産を月の中途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算します。	
⑦ 未 償 却 残 高	次の金額を記入します。 (1) 6年中に取得した資産は、④の金額から⑥の金額を差し引いた金額 (2) 5年以前に取得した資産は、5年末の未償却残高(「取得価額－5年末までの償却費の累積額」の金額)から⑥の金額を差し引いた金額	

[少額な減価償却資産について]

使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満のいわゆる少額な減価償却資産については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

[一括償却資産について]

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。この場合「④償却率」欄に「1/3」と記入します。

主な減価償却資産の耐用年数表

建物			償却率	
構造・用途	細 目	耐用年数	H19.4.1以後取得	H19.3.31以前取得
木造・合成樹脂造	倉庫用、作業場用(一般用)	15	0.067	0.066
木骨モルタル造	倉庫用、作業場用(一般用)	14	0.072	0.071
れんが造・石造・ブロック造	倉庫用、作業場用(一般用)	34	0.030	0.030
簡易建物	木製主要柱が10cm角以下で、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶき	10	0.100	0.100
	掘立造及び仮設	7	0.143	0.142

車両・運搬具

			償却率	
構造・用途	細 目	耐用年数	H19.4.1以後取得	H19.3.31以前取得
一般用	自動車(2輪・3輪自動車を除く)			
	小型車(総排気量が0.66リットル以下)	4	0.250	0.250
	貨物自動車(ダンプ式を除く)	5	0.200	0.200
	2輪又は3輪自動車	3	0.334	0.333

構築物

			償却率	
構造・用途	細 目	耐用年数	H19.4.1以後取得	H19.3.31以前取得
農林業用	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造 【例示】用水路、農用井戸、けいはん(あぜ)など	17	0.059	0.058

機械・装置

			償却率	
設備の種類	細 目	耐用年数	H19.4.1以後取得	H19.3.31以前取得
農業用設備	【例示】トラクター、耕運機、うねたて機、田植機、播種機、走行式作業台、かん水装置、スピードスプレーヤ、散粉機、噴霧器、動噴、ハーベスター、刈取機、コンバイン、もみすり機、乾燥機、脱穀機など	7	0.143	0.142
林業用設備		5	0.200	0.200